

SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

「返済猶予措置」を巡って (見方・考え方の視点)

銀行株の下落が目立っています。株式市場全般も不振ですが、年初来安値を付けている銀行株が増えているのです。下落の結果、10万円出せば単位株(売買単位の株数)が買える東証一部上場の銀行は2桁になるうとしています。そんなせいか、市場全体における銀行株も軽くなっています。しかし、銀行株は何故下げるのでしょうか。

第一は、「資本の質」が問われる中、1株当たりの利益の希薄化を招く増資に走ることに市場が警戒していることがあります。今月初め増資を発表した青森銀行がその良い例で、発表後2日間で2割も下げました。今年から来年にかけ予想される銀行の増資ラッシュが銀行株の先行きに暗い陰を落としているように感じます。

第二は、不良債権負担増加への懸念が高まっていることがあるように思われます。建設・不動産は地域金融機関の有力な融資先ですが、公共投資から生活投資へと投資の主体が変わろうとしている中、地域金融機関の有力融資先が重荷に転化することが懸念されているようです。

そして第三は、金融行政への不信です。業績が厳しい中小企業の資金繰り救済措置として、政府が導入を検討している借入元利金の「返済猶予措置」は、市場からすると「とんでも政策」に見えるのではないのでしょうか。株価は既にそれを織り込み始めたのかもしれませんが。

第三の理由に挙げた「返済猶予措置」については大きな関心を集めているようですが、実際どう考えればいいのでしょうか。先ず、5つの観点と関係3者という視点でマトリックスを作ってみました。

	債務者	銀行	市場
a 債務者区分	下げず	下げず	下げろ
b 貸倒引当率	上げず	上げず	上げろ
c 期限	延長	否延長	否延長
d 貸出態度		硬化	
e 不良債権		不安	増加

何だか変な表になっていしましたが、それぞれの立場でa~eの5項目をどう考えどう期待するかを表しています。例えば、現在「正常先の債務者」が返済猶予の申請をした場合、通常であれ

ば条件緩和債権として少なくとも要注意先に債務者区分を下げ、それに伴って貸倒引当率も引き上げることになりますが、そうすると猶予措置申請量にも依りますが銀行に膨大な負担が発生することが予想されます。そこで当局は「債務者区分は下げなくともいい(=貸倒引当率引も同じでいい)」とすることが予想されます。しかし、そうすると、貸倒引当率の低い条件緩和債権の増加、及び旧来からある条件緩和債権はどうするかという別の問題が発生します。

債務者区分を下げる(=貸倒引当率を上げる)のを決めるのは何も当局ではありません。将来の損失発生に備えるという銀行自身の健全性維持のために会計ルールがそう要請しているのです。それを時の政治が勝手に決めるとすればそのグレーな行動に市場は反発する筈です。つまり、計上しなかった貸倒引当分だけ潜在損失を抱えていると市場は評価し、その分株価が売られてもおかしくないのです。

abに係る問題はその程度だと思いますが、銀行にとってcの期限の問題も看過できないと思われまます。債務者は3年なりそのまま期限が延長されるのを当然のように期待するでしょうが、銀行は債務者の権利である「期限の利益」を安易に延ばしたくないでしょう。期限が到来すれば返済を要求出来るというのは銀行貸出のもう一方の生命線だからです。この辺はどうなるか見えていませんが、手続きが如何に煩瑣であっても「期限延長せず」を主張するのではないのでしょうか。

deは直接の問題ではなく将来の問題です。おそらく銀行は、猶予措置を申請した中小企業に対し、貸出態度を硬化させるでしょう。「約束(約定)を反故にする行動」とった取引先の評価を、表向きは兎も角として実質的に下げると思います。そう考えた方がいいと思います。

さて、では実際この措置が法案化された場合、資金繰りが厳しい中小企業はどうしたらいいでしょうか。なかなか難しい問題だと思います。自社の置かれた立場をよく考えて対応すべきだと思いますが、既往借入の借換の可否が判断の基準となるでしょう。円滑な借換が困難、もしくはそれに近い中小企業は、猶予期間中に抜本的な経営体質改善を前提にこの制度の活用を考えてもいいと思います。それ以外の中小企業には利用を勧める気にはなりません。

発信日: 2009.10.10 第595号

《複製・転載等はこちらまでご連絡下さい》

TEL. 0438-53-6092 FAX. 0438-53-6096

URL: http://www.hi-ho.ne.jp/smc_toyo/

Email: smc_toyo@hi-ho.ne.jp